

つくば市屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 広告物等 屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）をいう。
- (3) 広告物の表示等 広告物の表示又は掲出物件の設置をいう。
- (4) 自家広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を自己の住所、事業所、営業所若しくは作業所又は自己の営業の用に供する物件に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- (5) 自己管理地広告物等 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物の表示等をしてはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の存する敷地並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域。ただし、市長が指定する区域を除く。
- (2) 茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の存する敷地並びに同条例第40条第1

項の規定により指定された史跡，名勝の区域及び天然記念物の所在する地域。
ただし，市長が指定する区域を除く。

(3) つくば市文化財保護条例（昭和63年つくば市条例第75号）第4条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の存する敷地並びに同条例第40条第1項の規定により指定された史跡，名勝の区域及び天然記念物の所在する地域。ただし，市長が指定する区域を除く。

(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域。ただし，市長が指定する区域を除く。

(5) 茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第2章又は第3章の規定により指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域。ただし，市長が指定する区域を除く。

(6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めて指定する地域又は場所

2 市長は，前項各号（第6号を除く。）の規定による指定をしたときは，その旨を告示しなければならない。

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件には，広告物の表示等をしてはならない。

(1) 橋りょう，トンネル及び高架の工作物並びに道路の分離帯

(2) 石垣及びよう壁の類

(3) 街路樹及び路傍樹並びに都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹

(4) 信号機，道路標識，カーブミラー，パーキングメーター，道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設並びに歩道柵，駒止め及び里程標の類

- (5) 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト，電話ボックス及び路上変電塔
- (7) 送電塔，送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類
- (9) 銅像，神仏像及び記念碑の類
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか，市長が良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めて指定する物件

2 前条第2項の規定は，第1項第11号の指定について準用する。

3 次に掲げる物件には，はり紙，はり札等（法第7条第4項前段に規定するはり札等をいう。），広告旗（同項前段に規定する広告旗をいう。），又は立看板等（同項前段に規定する立看板等をいう。）を表示し，又は設置してはならない。

- (1) 電柱
- (2) 街灯柱

4 道路の路面には，広告物を表示してはならない。

（許可）

第5条 第3条各号に掲げる地域又は場所以外の規則で定める地域において，広告物の表示等をしようとする者は，規則で定めるところにより，市長の許可を受けなければならない。

（適用除外）

第6条 次に掲げる広告物等については，第3条から前条までの規定は適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し，又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し，又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のために表示し，又は設置する広告物等

- (4) 自己管理地広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 第4条第1項第8号に掲げる物件に表示する広告物で宣伝の用に供さないもの

2 次に掲げる広告物等については、第3条及び前条の規定は適用しない。

- (1) 冠婚葬祭等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
- (2) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で宣伝の用に供さないもの
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、これらの会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 使用の本拠の位置が他の市区町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に存する自動車に当該他の市町村の存する都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は法第28条の規定に基づき条例で定めるところにより同条に規定する事務の全部若しくは一部を処理することとされた景観行政団体（景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市、当該中核市又は当該景観行政団体である市町村）の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物
- (6) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶、航空機等に表示する広告物
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

(8) 町内会，自治会，P T A ，青少年育成団体，交通安全関連団体その他これらに類する団体が地域の安全その他地域社会の公益に資することを目的として表示し，又は設置する広告物等で，規則で定める基準に適合するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか，公益上やむを得ないと認められる広告物等で規則で定めるもの

3 自家広告物等で規則に定める基準に適合するものについては，第3条から前条までの規定は適用しない。

4 電車又は自動車に表示する広告物で第2項第4号及び第5号に規定するもの以外のものについては，規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示する場合に限り，第3条及び前条の規定は適用しない。

5 道標，案内図板その他公共的目的を持つ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等については，規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し，又は設置する場合に限り，前条の規定は適用しない。

(経過措置)

第7条 第3条各号(第6号を除く。)又は第4条第1項第3号，第10号若しくは第11号の規定による指定又は仮指定があったときは，当該指定又は仮指定のあった地域若しくは場所又は物件に現に適法に存する広告物等は，当該指定又は仮指定のあった日から起算して3年間は，なお従前の例による。

(禁止広告物等)

第8条 次に掲げる広告物等は，表示し，又は設置してはならない。

(1) 腐朽し，腐食し，又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等

(2) 構造又は設置の方法が危険な広告物等

(3) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し，落下し，倒壊する等のおそれのある広告物等

(4) 信号機又は道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるおそれのある広告物等

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

(許可の期間及び条件)

第9条 市長は、第5条の規定により許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において条件を付することができる。

2 前項の規定による許可の期間は、3年を超えない範囲内で、広告物の種類ごとに規則で定める期間を超えることはできない。

(継続の許可)

第10条 この条例の規定による許可期間満了後更に継続して広告物の表示等を行うようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可期間満了の日までに、更に市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物等について、規則で定めるところにより、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性を点検し、申請の際、あわせてその結果を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(変更等の許可)

第11条 第5条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。)は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 第9条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

(特例の許可)

第12条 市長は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又は公益上の理由その他の理由により特にやむを得ないと認める広告物等については、当該広告物の表示等を許可することがで

きる。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 第9条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の表示)

第13条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に許可の証票を貼り付けておかなければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けた広告物等については、この限りでない。

(管理義務)

第14条 広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者は、広告物等に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者の設置)

第15条 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者は、当該広告物等を管理する者(規則で定める要件に該当する者に限る。)を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

(管理者の届出等)

第16条 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者は、当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者は、広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

（除却義務）

第17条 広告物の表示等をする者は、第9条第1項の規定により市長が定めた許可の期間が満了したとき又は次条の規定により許可が取り消されたときは、直ちに、当該広告物等を除却しなければならない。第7条に規定する広告物等について同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第18条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項（第10条第3項、第11条第2項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第21条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（勧告）

第19条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止をし、又は当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（公表）

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告

に従わないときは、その旨を公表することができる。

(違反に対する措置)

第21条 市長は、第19条の規定による勧告を受けた者が前条の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された後においてなお正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるときは、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、第19条の規定による勧告及び前条の規定による公表をすることなく、相当の期限を定めて当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置が広告物等の表示又は設置の停止に係る措置以外の措置に係るものであるときは、5日以上を期限を定め、当該措置を命ずるものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までに当該広告物等を除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

第22条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による措置を命じた場合において、これらの措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置を履行すべき期限を経過

しても当該措置を履行しないときは、規則で定めるところにより当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第 2 3 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第 2 4 条 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、保管後速やかに、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、公示の日から 14 日間 (法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については、2 日間)、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者 (第 28 条において「所有者等」という。) の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報紙に掲載し、又はこれに準じる適当な方法によること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第 2 5 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認め

るときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第 2 6 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 2 7 条 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第 8 条第 3 項第 1 号の期間 2 日

(2) 法第 8 条第 3 項第 2 号の期間 3 月

(3) 法第 8 条第 3 項第 3 号の期間 2 週間

(広告物等を返還する場合の手續)

第 2 8 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定による保管した広告物等 (同条第 3 項の規定により売却した代金を含む。) を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(つくば市景観審議会への諮問)

第 2 9 条 市長は、次に掲げる場合においては、つくば市景観条例 (平成 19 年つくば市条例第 31 号) 第 16 条に規定するつくば市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第 3 条から第 5 条までに規定する地域若しくは場所又は物件を変更しようとするとき。

(2) 第 12 条第 1 項の規定による許可をしようとするとき。

(広告物の表示等をする者等に対する立入検査等)

第 3 0 条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、広告物の

表示等をする者又は広告物等を管理する者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとする。

4 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第31条 広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者に変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則等により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(適用上の注意)

第32条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第11条第1項の規定に違反して広告物の表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造した者

(3) 第21条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

(4) 第30条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず，若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号。以下「県条例」という。）の規定によりされている許可の申請に対する処分については，なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定に基づきなされた処分，手続その他の行為及び前項の規定により従前の例によることとされた処分は，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示し，又は設置している広告物等については，施行日から起算して3年間（前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされた県条例の規定による許可を受けて表示し，又は設置している広告物等にあつては，当該許可の期間）は，なお従前の例による。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。